（繰延税金資産等の表示）

第百四条　（削る。）

繰延税金資産の金額及び繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として外部出資その他の資産又は固定負債に表示しなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、第九十七条第一項の適用を受ける組合の貸借対照表については、繰延税金資産の金額及び繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として資産の部又は負債の部に表示するものとする。

（貸借対照表等の附属明細書）

第百四十一条　附属明細書には、計算書類に関する事項として、次に掲げる事項に応じて、当該各号に定める項目を表示しなければならない。

一～六　（略）

（削る。）

七　（略）

2・3　（略）

（事業報告の附属明細書）

第百四十二条　附属明細書には、事業報告に関する事項として、次に掲げるもの（重要でないものを除く。）を表示しなければならない。

一・二　（略）

三　役員との間の取引の明細として次に掲げる事項

イ　役員との間の取引（役員が第三者のためにするものを含む。）及び第三者との間の取引で当該組合と役員との利益が相反するものについての当該取引先の内訳

ロ　イの主要な取引の内容及び当期取引額

ハ　イの取引により発生した主要な取引内容ごとの金銭債権及び金銭債務についての当期首残高、当期末残高及び当期増減額

四　その他事業報告の内容を補足する重要な事項

（届出事項等）

第二百三十一条　法第九十七条第十二号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～二十　（略）

二十一　法第三十七条の二第一項の会計監査人の就任又は退任があった場合

二十二　（略）

（繰延税金資産等の表示）

第百四条　流動資産に属する繰延税金資産の金額及び流動負債に属する繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として流動資産又は流動負債に表示しなければならない。

2　固定資産に属する繰延税金資産の金額及び固定負債に属する繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として固定資産又は固定負債に表示しなければならない。

3　前二項の規定にかかわらず、第九十七条第一項の適用を受ける組合の貸借対照表については、資産の部に属する繰延税金資産の金額及び負債の部に属する繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として表示するものとする。

（貸借対照表等の附属明細書）

第百四十一条　附属明細書には、計算書類に関する事項として、次に掲げる事項に応じて、当該各号に定める項目を表示しなければならない。

一～六　（略）

七　役員との間の取引の明細　次に掲げる事項

イ　役員との間の取引（役員が第三者のためにするものを含む。）及び第三者との間の取引で当該組合と役員との利益が相反するものについての当該取引先の内訳

ロ　イの主要な取引の内容及び当期取引額

ハ　イの取引により発生した主要な取引内容ごとの金銭債権及び金銭債務についての当期首残高、当期末残高及び当期増減額

八　（略）

2・3　（略）

（事業報告の附属明細書）

第百四十二条　附属明細書には、事業報告に関する事項として、次に掲げるもの（重要でないものを除く。）を表示しなければならない。

一・二　（略）

（新設）

三　その他事業報告の内容を補足する重要な事項

（届出事項等）

第二百三十一条　法第九十七条第十二号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～二十　（略）

（新設）

二十一　（略）